

平成十九年八月十五日受領
答弁第二〇〇号

内閣衆質一六七第二〇号

平成十九年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員末松義規君提出環境省浄化槽推進室長通知の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員末松義規君提出環境省浄化槽推進室長通知の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の通知においては、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会において行われた議論の整理の概要等として、「例えば、通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に一回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見があることから、このような場合には保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性と作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に一回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」との記載があり、こうした記載も参考として、浄化槽の保守点検が行われるべきものと考ええる。